

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成16年9月16日(2004.9.16)

【公表番号】特表2001-509778(P2001-509778A)

【公表日】平成13年7月24日(2001.7.24)

【出願番号】特願平9-518150

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 35/14

A 6 1 K 35/28

A 6 1 P 35/00

【F I】

A 6 1 K 35/14 Z

A 6 1 K 35/28

A 6 1 P 35/00

【手続補正書】

【提出日】平成15年7月28日(2003.7.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成15年7月28日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

適

平成9年特許願第518150号

2. 補正をする者

住所 アメリカ合衆国 ジョージア 30322, アトランタ,
リッジウッド ドライブ 2009

名称 エモリー ユニバーシティ

3. 代理人

住所 〒540-6015 大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号
クリスタルタワー15階

氏名 (7828) 弁理士 山本 秀策



電話 (大阪) 06-6949-3910

4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙のとおり補正します。



請求の範囲

1. 同種異系レシピエントにおいて、致死的移植片対宿主疾患効果を引き起こすことなく、ドナー供給源由来の造血系再構成細胞の移植を増大させる際に使用するための、増殖不能な单核細胞を含む、組成物。
2. 前記单核細胞がT細胞である、請求項1に記載の組成物。
3. 前記单核細胞がナチュラルキラー細胞である、請求項1に記載の組成物。
4. 前記单核細胞が、T細胞およびナチュラルキラー細胞の混合物である、請求項1に記載の組成物。
5. 前記レシピエントのT細胞およびナチュラルキラー細胞が、前記造血系再構成細胞の移植前に除去されている、請求項1に記載の組成物。
6. 前記单核細胞が、電離放射線の供給源に曝されることにより処理される、請求項1に記載の組成物。
7. 前記電離放射線の供給源が、放射性同位体の核崩壊により生じるガンマ放射線である、請求項6に記載の組成物。
8. 前記電離放射線の供給源が、高エネルギーX線を生じる線形加速器である、請求項6に記載の組成物。
9. 前記照射量が250～2000ラドの間である、請求項6に記載の組成物。
10. 前記照射量が500～1500ラドの間である、請求項6に記載の組成物。

- 1 1. 前記照射量が500～1000ラドの間である、請求項6に記載の組成物。
- 1 2. 前記処理された単核細胞が、造血系再構成細胞の移植前に、レシピエントに10日まで投与される、請求項1に記載の組成物。
- 1 3. 前記処理された単核細胞が、造血系再構成細胞の移植の1～5日前に、レシピエントに投与される、請求項1に記載の組成物。
- 1 4. 造血系再構成細胞および処理された単核細胞が、同じドナー供給源由来である、請求項1に記載の組成物。
- 1 5. 前記レシピエントに投与される処理された単核細胞の量が、 $0.05 \times 10^6 \sim 30 \times 10^6$ 細胞/レシピエントの体重kgの間である、請求項1に記載の組成物。
- 1 6. 前記レシピエントに移植される造血系再構成細胞が、 $0.2 \times 10^8 \sim 4.0 \times 10^8$ ドナー骨髄細胞/レシピエントの体重kgの間の供給源集団中に存在する、請求項1に記載の組成物。
- 1 7. 前記レシピエントに移植される造血系再構成細胞が、 $1.0 \times 10^8 \sim 40 \times 10^8$ ドナーサイトカイン動員末梢血幹細胞/レシピエントの体重kgの間の供給源集団中に存在する、請求項1に記載の組成物。
- 1 8. 前記レシピエントに移植される造血系再構成細胞が、T細胞を除去されている、請求項1に記載の組成物。
- 1 9. 前記レシピエントに移植される造血系再構成細胞が、供給源集団から富化された造血幹細胞である、請求項1に記載の組成物。
- 2 0. T細胞を除去された骨髄細胞を含む、同種異系レシピエントに移植するた

めの組成物。

21. 前記造血系再構成細胞がまた、レシピエントにおいて抗白血病効果をもたらす、請求項1に記載の組成物。

22. ドナー供給源由來の増殖不能な单核細胞を含む、非自家移植レシピエントにおいて致死的移植片対宿主疾患効果を引き起こすことなくガンを処置するための、組成物。

23. 前記单核細胞がT細胞である、請求項22に記載の組成物。

24. 前記单核細胞がナチュラルキラー細胞である、請求項22に記載の組成物。

25. 前記单核細胞が、T細胞およびナチュラルキラー細胞の混合物である、請求項22に記載の組成物。

26. レシピエントが同種異系である、請求項22に記載の組成物。

27. 前記单核細胞が、電離放射線の供給源に曝されることにより処理される、請求項22に記載の組成物。

28. 前記電離放射線の供給源が、放射性同位体の核崩壊により生じるガンマ放射線である、請求項27に記載の組成物。

29. 前記電離放射線の供給源が、高エネルギーX線を生じる線形加速器である、請求項27に記載の組成物。

30. 前記照射量が250～2000ラドの間である、請求項27に記載の組成物。

3 1. 前記照射量が500～1500ラドの間である、請求項2 7に記載の組成物。

3 2. 前記照射量が500～1000ラドの間である、請求項2 7に記載の組成物。

3 3. 前記レシピエントに投与される処理された単核細胞の量が、 $0.05 \times 10^6 \sim 30 \times 10^6$ 細胞/レシピエントの体重kgの間である、請求項2 2に記載の組成物。

3 4. 前記ガンが造血細胞ガンである、請求項2 2に記載の組成物。

3 5. 前記造血細胞ガンが白血病である、請求項3 4に記載の組成物。